

指定都市への公共職業安定所（ハローワーク） 業務の移管について

報 告 書（案）

平成25年12月16日

指定都市市長会
経済・雇用部会

目 次

	ページ
第 1 章 本報告書のねらい	… 1
第 2 章 「一体的実施」の成果と課題	… 2
1 「一体的実施」の成果	… 2
(1) 定量的成果	… 2
(2) 定性的評価	… 3
2 「一体的実施」の課題	… 4
(1) 国への働きかけが必要な課題	… 4
(2) 道府県への働きかけが必要な課題	… 6
(3) 指定都市として取り組むべき課題	… 7
第 3 章 「権限移譲」の実を上げるための課題	… 8
1 国への働きかけが必要な課題	… 8
2 道府県への働きかけが必要な課題	… 8
3 指定都市として取り組むべき課題	… 9
第 4 章 国に対する提案	… 10
別図 「一元的実施」について	… 11

第1章 本報告書のねらい

指定都市では、平成23年11月の札幌市を皮切りに、「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づく公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)との連携業務を開始し、平成25年4月には、全指定都市で、その取組が行われるようになり、相談件数、就職者数が高水準で推移するなど、短期間ながら成果を挙げてきている。

国は、この取組を「一体的実施」と位置付けているが、これに対し、指定都市市長会は、ハローワーク業務の指定都市への「権限移譲」を主張している。国と地方自治体が目指すところは、あくまで双方が良好な連携関係の下に、効果的な就労支援を行うということであるが、そのための国と指定都市のスローガンには大きな差がある。

このため、本部会では、全指定都市における「一体的実施」の取組の成果と課題を検証し、「権限移譲」の実を上げるために、今、指定都市が取り組むべきは何かということについて議論を重ねてきた。

国は、「権限移譲」について、雇用保険の管理や全国一斉の雇用対策等を困難にすることを理由に反対しているが、ハローワークが、住民に就業機会を提供し、地域産業に必要な労働力を確保する機関として、地方自治体との連携の下、その重要な役割を果たすことを否定できるものではない。国が行うべき業務と、指定都市が行うべき業務の棲み分けが整うならば、「権限移譲」ということは成し得るものと認識している。

本報告書は、こうした認識に立ち、ハローワーク業務に係る「権限移譲」の実を上げるための議論を加速するための提案を行うとともに、現行法令の枠内で住民に対する就労支援の充実強化を図り、「一体的実施」が「権限移譲」へと確実につながるようにするための具体的な提案を行うために作成したものである。

第2章 「一体的実施」の成果と課題

「アクション・プラン」では、「一体的実施」を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討することとされている。このため、本部会では、「権限移譲」の議論に先立ち、指定都市の立場から、「一体的実施」の成果と課題について検証を行った。

1 「一体的実施」の成果

(1) 定量的成果

平成25年8月末現在、全ての指定都市で「一体的実施」に取り組んでおり、取組を行っている各施設における窓口開設以来の利用者数の累計は2万9,037人で、そのうち46.2%に当たる1万3,422人が就職するなど、「一体的実施」は着実に成果を挙げている。

(平成25年8月末現在)(単位 施設、人、件)

都市名	一体的実施 開始年月	施設数		支援実績					
		巡回	常設	新規求職者数	職業相談件 数(延べ)	就職者数	うち生活保護受給者等に特化した取組によるもの		
							支援対象者数	職業相談件 数(延べ)	就職者数
札幌市	H23.11		5	10,551	40,559	4,016	－	－	－
仙台市	H25.4		2	63	555	40	63	555	40
さいたま市	H24.3	7	4	4,469	21,736	1,943	2,096	11,085	985
新潟市	H25.1		1	148	1,970	59	76	1,729	29
千葉市	H24.8		2	806	10,196	742	361	1,840	67
横浜市	H25.4		3	434	1,039	168	434	1,039	168
川崎市	H25.4		2	88	641	59	88	641	59
相模原市	H24.4	1	1	189	1,078	165	－	－	－
静岡市	H24.4		1	30	684	55	30	682	55
浜松市	H25.4		1	215	1,006	56	110	624	41
名古屋市	H24.2	1	3	2,117	5,955	835	590	2,823	200
京都市	H24.12		3	384	2,065	196	384	2,065	196
大阪市	H24.4		2	2,848	27,113	1,760	－	－	－
堺市	H25.4		1	343	1,321	112	－	－	－
神戸市	H25.2		4	283	1,385	99	283	1,385	99
岡山市	H25.2		2	160	813	40	160	813	40
広島市	H24.7	4	4	458	3,172	166	458	3,172	166
北九州市	H24.1		3	3,895	12,347	1,989	61	223	27
福岡市	H24.8		2	1,398	7,484	824	－	－	－
熊本市	H25.4		1	158	790	98	158	790	98
計		13	47	29,037	141,909	13,422 (46.2%)	5,352	29,466	2,270 (42.4%)

※ 相談回数が週1回未満の施設は、今回の集計には含めない取扱いとしている。

このうち、特定の支援対象を定めて取組を実施しているものの中で、最も取り組んでいる都市が多い生活保護受給者等（生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者）について見ると、利用者数の累計は 5,352 人で、そのうち 42.4%に当たる 2,270 人が就職しており、生活困窮者に対する新たな支援ツールとして大きな役割を果たしていることが分かる。

(2) 定性的成果

本部会での議論及び全指定都市に対するアンケート結果によれば、「一体的実施」による定性的成果として挙げられるものは以下のとおりである。

ア ハローワークとの連携の強化

《具体的成果》

- ① ハローワークと指定都市が連携し、就労支援と生活支援を一体的に実施することにより、総合的かつ効果的なサービスを提供することができ、利用者及び就職者数の増加につながった。
- ② ハローワークとの連携により、支援対象者の求職活動の状況が把握できるようになり、個々のニーズに合わせたきめ細やかな支援を適切かつ迅速にできるようになった。
- ③ 指定都市が実施するサービスとの連携強化を図ることにより、ふるさとハローワークの就職件数及び就職率が向上した。
- ④ 「一体的実施」を契機として、ハローワークとの連携が進み、関連する他の就労支援事業が充実強化された。

イ 住民の利便性の向上

《具体的成果》

- ① 区役所内にハローワークの窓口があることで、利便性が良くなり、生活保護受給者等に対して速やかに求職活動を支援する流れを構築することができた。
- ② 以前は初回面談の際にハローワークに出向く必要があったが、生活保護等の申請・相談窓口と就労支援の窓口が近接することで早期から効果的な支援を行うことが可能となった。
- ③ ハローワークが無い区に、ハローワークの職業紹介機能が設置されたことにより、設置された区では、住民の求職活動の利便性が向上した。

2 「一体的実施」の課題

「一体的実施」は着実にその成果を挙げているが、一方でこれまでの取組の結果から具体的な課題も生じている。本報告では、こうした課題を「(1) 国への働きかけが必要な課題」、「(2) 道府県への働きかけが必要な課題」、「(3) 指定都市として取り組むべき課題」の3つに分類して整理を行った。

(1) 国への働きかけが必要な課題

国への働きかけが必要な課題は多岐に渡っているが、ここでは、それらの課題を「ア 現行の枠組み内での運用改善等により対応できるもの」と『イ 現行の「一体的実施」の枠組みでは対応できないもの』の2つに分類して整理を行った。

特に後者については、課題解決のために新たな枠組みの構築が必要であり、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において「ハローワーク特区等の経験に基づき、自治体の意向を踏まえハローワークと地方自治体の職業紹介機関等の連携強化を全国展開する」とされていることも踏まえ、国への働きかけを一層強化していくことが不可欠である。

ア 現行の枠組み内での運用改善等により対応できるもの

① 職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務の「一体的実施」窓口での実施

職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務は「一体的実施」では行われていないため、従来どおりハローワーク本所での手続を行う必要がある。

雇用保険の認定・給付業務が「国から地方自治体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）において、「地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む」とされていることも踏まえ、「一体的実施」の取組をより効果的なものとするため、現在、ハローワーク本所で行っている職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を「一体的実施」で行うことができるよう、国に働きかける必要がある。

② 全区役所等、指定都市が要望する場所での実施

予算や人員配置など国側の都合で、指定都市が要望する場所での「一体的実施」が実現しなかったケースがある。今後、実施場所の拡大を検討している指定都市において、指定都市が要望する場所で実施できるよう、国に働き

かける必要がある。

③ 「一体的実施」窓口の予約状況のリアルタイムでの共有

「一体的実施」窓口の予約状況をリアルタイムで共有できていないため、その都度、担当者間で確認が必要となっていることから、こうした非効率を解消できるよう、国に働きかける必要がある。

④ 個人情報・個人コードの共有化及び統計手法の統一化

現在は、同一建物内にある市とハローワークの2つの窓口で、それぞれ利用者に利用登録を行ってもらい、個人情報を管理している状態である。

また、個人情報を管理するコードが、指定都市とハローワークで異なっているため、お互いの情報をマッチングさせるのに手間と時間がかかり、情報の提供を受けても十分に生かせない場面がある。

さらに、統計の取り方が指定都市とハローワークで異なるため、結果として同じ窓口で2種類の実績が出るなど、分かりにくい状態になっている。

利用者の利便性や業務効率の向上を図るため、個人情報・個人コードの共有化や統計手法の統一化を国に働きかける必要がある。

⑤ ハローワーク職員が指定都市の福祉施策の理解を深めるための仕組みづくり

生活困窮者等の「一体的実施」に取り組んでいる指定都市では、ハローワーク職員向けの福祉施策の研修を指定都市が主体的に実施するなど、現場レベルで連携した様々な取組が行われている。今後、これらの取組のさらなる充実を国に働きかける必要がある。

⑥ 指定都市職員のハローワークでの派遣受入

「一体的実施」の成果を検証するに当たり、ハローワーク側の業務の検証が必要となる。そのため、希望する指定都市は、ハローワークに対し、指定都市からの職員派遣の受入を国に働きかける必要がある。

イ 現行の「一体的実施」の枠組みでは対応できないもの

① 命令系統が2つあることや勤務条件が異なることによる非効率の解消

命令系統が2つあること、また指定都市とハローワーク職員の勤務条件に違いがあることなどから、指定都市側の執務時間と「一体的実施」の窓口の

開所時間が異なり、連携に支障が生じるなどの非効率が生じている。住民へのサービスを向上させるためには、これらを解消する必要がある。

② 実施主体が分かれていることによる煩雑な事務手続きの解消

支援対象者の決定や運営ルールを変更するための会議の時間を調整することに手間がかかるなど、実施主体が分かれていることで、事務手続きが煩雑になっている。住民へのサービスを向上させるためには、これらを解消する必要がある。

③ 業務の繁閑に合わせた弾力的な人員配置の実現

指定都市とハローワークの職員の任命権者が違うことから、弾力的に人員を増減することが難しく、業務の繁閑にあわせた最適な人員配置が必ずしもできていない状態である。住民へのサービスを向上させるためには、これらを解消する必要がある。

上記イ①～③の課題は、「権限移譲」により解消するという方法もあるが、それに要する時間を考慮するならば、現行法令の枠内での課題解消を図り、一刻でも早急に住民に対する就労支援の充実強化を図る必要があることから、「権限移譲」の実を上げるまでの間の当面の措置として、次のような具体的方策、すなわち「一元的実施」（11ページ別図参照）を提案する。

「一元的実施」とは、国の定める委託要綱や国と指定都市との協定等に基づき「一体的実施」による職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託し、地域の実情に応じた、指定都市による主体的かつ柔軟な職業紹介・相談業務の実施を現行法令の枠内で実現するものである。

「一元的実施」に取り組むことにより、住民に対する就労支援の充実強化が図られるだけでなく、指定都市において国の業務に関する理解が深まり、雇用に関して国と指定都市が連携した取組に係る課題検証をより深化させられるほか、職業紹介・相談業務に関するノウハウが蓄積され、将来の「権限移譲」に備えることが可能となるものと考えられる。

(2) 道府県への働きかけが必要な課題

① 道府県が実施する職業訓練（民間事業者への委託訓練を含む。）への指定都市の関与

自ら職業訓練校を設置・運営している横浜市と熊本市を除けば、地方公共団体における職業訓練校の設置・運営の主体は道府県である。

一方、指定都市は基礎自治体として、一体的実施をはじめとする多種多様な住民サービスの提供等を行う中で把握した情報を、具体的な職業訓練ニーズに昇華させる分析能力を有しているが、多くの指定都市では職業訓練に関する道府県との連携がないため、こうした能力を十分に生かすことができない状況にある。

こうしたことを踏まえ、道府県が実施する職業訓練（民間事業者への委託訓練を含む。）をより効果的なものとするため、道府県が実施する職業訓練に指定都市が関与できるよう、道府県に働きかける必要がある。

(3) 指定都市として取り組むべき課題

① 窓口設置スペースの確保

区役所における窓口設置スペースが確保できなかったことにより「一体的実施」の実現が遅れているケースがある。「一体的実施」の拡充に当たっては、関係部局と調整し、スペースを確保する必要がある。

第3章 「権限移譲」の実を上げるための課題

国は、「権限移譲」について、雇用保険の管理や全国一斉の雇用対策等を困難にすることを理由に反対しているが、ハローワークが、住民に就業機会を提供し、地域産業に必要な労働力を確保する機関として、地方自治体との連携の下、その重要な役割を果たすことを否定できるものではない。国が行うべき業務と、指定都市が行うべき業務の棲み分けが整うならば、「権限移譲」ということは成し得るものと認識している。

「権限移譲」の実を上げるための議論を加速するためには、国と指定都市の業務分担と相互の関係について合意形成を図る必要があるが、現在はそうした議論を行う場そのものが存在しない。このため、まずは国と指定都市との協議の場を設定するよう、国に求めていく必要がある。

ここでは、こうした協議の場が設定されることを前提として、「権限移譲」の実を上げるための課題について、『第2章 「一体的実施」の成果と課題』における課題と同様に、「1 国への働きかけが必要な課題」、「2 道府県への働きかけが必要な課題」、「3 指定都市として取り組むべき課題」の3つに分類して整理を行った。

1 国への働きかけが必要な課題

① 移譲事務の円滑な遂行に必要な移譲時の財源の確保

「権限移譲」を行うに当たり、十分な財源が確保されないことにより、住民へのサービスが低下することが懸念される。このようなことが起こらないよう、移譲事務の円滑な遂行に必要な財源を確保するよう、国に働きかける必要がある。

② 市域とハローワークの管轄区域との差異の課題の整理

指定都市の市域を所管するハローワークの管轄区域には、指定都市の市域だけでなく、近隣の市町村も含まれる場合があるため、こうした場合において指定都市のみが「権限移譲」を受けた際には、近隣市町村においても適切なサービスが提供される体制が構築できるよう、国に働きかける必要がある。

2 道府県への働きかけが必要な課題

① 道府県への権限移譲も行われるとした場合の二重行政にならない役割分担

道府県へも権限移譲が行われるとした場合、道府県と指定都市が同一区域内

で類似の住民サービスを提供することになり、行政の無駄が生じる恐れがある。このような、いわゆる二重行政が生じないようにするため、道府県と指定都市が十分に意思疎通及び連携を図る仕組みを構築するよう、道府県に働きかける必要がある。

3 指定都市として取り組むべき課題

① 「権限移譲」を受けべき業務の範囲の検討

現在ハローワークが実施している業務の中には、指定都市市長会として「権限移譲」後も国が引き続き保険者となることを提案している雇用保険業務や、求人・求職の全国ネットワークの構築業務のように、国が引き続き責任を有する部分を残す方が効果的・効率的な行政運営に資するものもある。

このため、指定都市が「権限移譲」を受けべき業務の範囲や国が行う業務との関係について検討する必要がある。

② 「権限移譲」後の人員確保、組織体制の整備

「権限移譲」を行うに当たり、指定都市として十分な人員が確保できないこと、組織体制が整備できないこと等により住民へのサービスが低下することはあってはならないことである。このため、指定都市として移譲事務の円滑な遂行に必要な人員を確保し、組織体制を整備する必要がある。

③ 指定都市内部の他の行政サービスとの連携の検証

「権限移譲」を行うに当たっては、基礎自治体が実施するメリットを最大限生かし、住民サービスを向上させる必要がある。このため、生活保護、住居、介護、子育てなどの生活・福祉施策をはじめとする指定都市内部の他の行政サービスとの連携方策を検討・実施し、その効果を検証する必要がある。

④ 専門知識を持った職員の育成

「権限移譲」を行うに当たっては、指定都市側に職業紹介、相談等に係る専門知識を有する職員が必要となるが、現在、指定都市にはこうした職員がほとんどいないため、国の協力を得ながら、こうした職員を指定都市として育成する必要がある。

第4章 国に対する提案

「一体的実施」に係る成果と課題、さらには「権限移譲」の実を上げるための課題は、指定都市の努力のみで解決することは困難であることから、国に対して、以下のとおり提案することとする。

指定都市市長会は、従来から、ハローワーク業務について、希望する指定都市への「権限移譲」を要請してきたところであり、「一体的実施」の取組が進められる現在においても、その考えに変わりはない。本部会では、こうした考えの下、「一体的実施」に係る成果と課題、さらには「権限移譲」の実を上げるための課題を整理してきたが、これらの課題を指定都市の努力のみで解決することは困難であり、関係する国や道府県がこうした課題を自らのものとして認識し、指定都市と連携して解決を図る機運を醸成することが、現時点では何より重要である。

このため、国に対して、以下のとおり提案する。

1 国と指定都市の協議の場の設定について

現在、ハローワークが行っている無料職業紹介や雇用保険の認定・給付をはじめとする就労支援については、住民に就業機会を提供し、地域の産業に必要な労働力を確保するなど地域にとって極めて重要な役割を担っている。これらの業務は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体が実施できるようにする必要がある。

このため、国が提示した「アクション・プラン」の枠組みの中で、指定都市が主体的に行ってきた実践的な取組の成果と課題を国・指定都市双方の視点で検証し、さらなる成果を達成できるようにするとともに、ハローワークの業務を精査した上で、国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係について合意を形成するため、国と指定都市との協議の場を設定すること。

2 「一体的実施」の課題解決について

また、現行法令の枠内で、一刻でも早急に住民に対する就労支援の充実強化を図るため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、以下を実施すること。

(1) 現行の枠組み内での運用改善等により対応できる課題の解消

「一体的実施」をより効果的なものとするため、現行の枠組み内での運用改善等により対応できる課題を解消すること。特に、「一体的実施」では実施されていない職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務については、「一体的実施」で実施することが住民サービスの向上に大きくつながるものであり、希望する指定都市において早期に実施すること。

(2) 「一元的実施」の実施

さらに、現行の「一体的実施」の枠組みでは対応できない課題を解消するため、「一体的実施」として実施しているハローワークの職業紹介・相談業務について指定都市が受託する「一元的実施」を、希望する指定都市において早期に実施すること。

「一元的実施」について

別図

国の一体的実施による職業紹介・相談業務を、希望する指定都市に「委託」

「当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証」
(「アクション・プラン」)(H22.12.28閣議決定))

(問題意識)

⇒ 現状の一体的実施は、国の業務と市の業務が同じ場所で行われているだけで、連携強化では改善できない課題が存在

⇒ 将来的な権限移譲に向けた国の業務に係るノウハウが市側に蓄積されない

※一体的実施施設では実施されていない職業訓練や雇用保険等の業務への対応については、他の新たな枠組により対応

一体的実施

一体的実施前

権限移譲
(最終的に目指す姿)

「一元的実施」

いずれのルートも最終的に権限移譲を目指すことは変わらない

「一元的実施」を権限移譲に向けたプロセスに含めるかどうかは、各市が状況に応じて判断

- 「権限移譲」が実現するまでの間の当面の措置として、国の定める委託要綱や国と指定都市との協定等に基づき「一体的実施」による職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託し、地域の実情に応じた、指定都市による主体的かつ柔軟な職業紹介・相談業務の実施を現行法令の枠内で実現する
 - 連携強化では解決できない一体的実施の課題が改善される
 - 住民に対する就労支援の充実強化が図られる
- 国の業務に関する理解が深まり、雇用に関して国と指定都市が連携した取組に係る課題検証をより深化させられる
- 指定都市において、職業紹介・相談業務に関するノウハウが蓄積され、将来の権限移譲に備えることが可能になる